一一(伊王野資信書状写(「合編白河石川文書」)

伊王野資信、白川氏に、烏山城で那須氏から「大犯」を申しつけられ

たことなどを報じる

為使者申宣候、巨細尚可申上候条、奉省略候、恐々謹言、御懇切之儀共、不浅喜入奉存候、内々如此之儀、即刻可申達候、於烏山大御懇切之儀共、不浅喜入奉存候、内々如此之儀、即刻可申達候、於烏山大急度以使者申達候、仍先度者罷出候処、不始雖申事候、被差置種々様々、

伊王野

資信

(花押影)

白川江

二月十六日 (天正十~十八年)

追而、御秘蔵之御釜ニ而、御茶被下候事、不浅次第ニ候、如何樣夏中罷出

御手前乍憚侘言可申候、以上、

【読み下し文】

上ぐべく候条、省略し奉り候。恐々謹言。 上ぐべく候条、省略し奉り候。恐々謹言。 上ぐべく候条、省略し奉り候。恐々謹言。 上ぐべく候条、省略し奉り候。恐々謹言。 上ぐべく候条、省略し奉り候。恐々謹言。 上ぐべく候条、省略し奉り候。恐々謹言。 上ぐべく候条、省略し奉り候。恐々謹言。 上ぐべく候条、省略し奉り候。恐々謹言。

候。如何様夏中に罷り出で、御手前憚りながら侘言申すべく候。以上。はかまり追って、御秘蔵の御釜にて、御茶下され候つる事、浅からざる次第に